

《保護者が茨城県内在住で、県外の学校へ通っている皆様へ》

茨城県私立高等学校等奨学給付金制度【家計急変世帯への支援】について

1. 制度の概要

すべての意志ある高校生等が安心して教育を受けられるよう、授業料以外の教育費負担を軽減するため、高校生等がいる低所得世帯に対して、奨学のための給付金を支給します。

家計急変により保護者等の収入が激減し、私立高等学校等奨学給付金対象と見込まれる世帯を対象に給付を実施します。

※ 新入生への前倒し給付を申請された方も再度申請が必要になります。

2. 給付要件

令和7年7月1日（基準日）現在、次のすべての要件を満たすこと。

※ 7月1日現在の状況によることとしているものについては、7月以降に家計急変が生じ申請した世帯に対しては、申請した月の翌月（申請した日が月の初日である場合は、その月）の1日現在の状況によることとします。

- 高等学校等就学支援金又は学び直し支援金の受給権者であること。（特別支援学校高等部生徒、及び児童福祉法による見学旅行費又は特別育成費（母子生活支援施設の生徒を除く）が措置されている生徒を除く）
- 家計急変により道府県民税所得割及び市町村民税所得割が非課税である世帯に相当すると認められる世帯（生活保護法の規定による生業扶助が行われている世帯は給付対象としない）

＜非課税の世帯に相当すると認められる世帯の例＞

この表に該当しない場合は、お問い合わせください。

世帯構成	2人世帯	3人世帯	4人世帯	5人世帯	6人世帯
年収見込額	1,716,000 円未満	2,216,000 円未満	2,716,000 円未満	3,216,000 円未満	3,704,000 円未満

※ 提出書類を基に家計急変発生後1年間の年間総所得金額を推計し、家計状況を確認のうえ、支給を決定する。

※ この場合の年収とは、会社員の場合は総収入、自営業の場合は営業所得をいいますが、個人事業主の場合は算定方法が異なります。

※ 年収見込計算方法（会社員の方）

直近3ヶ月の平均給与月額×12月（あくまでも所得の目安であり、個別に判定します。）

※ 災害などに起因しない自己都合による離職（定年退職など）は、家計急変の対象とはならない。

※ 収入見込額には、退職金、失業手当は含めないものとする。

- 保護者、親権者等が、茨城県内に在住していること。

（茨城県内の高校に在学する生徒で、保護者が茨城県外に在住している場合は、保護者が在住する都道府県に申請することとなります。）

- 平成26年4月1日以降の入学者であること。

3. 給付額（1人あたり）

○7月まで（～7月1日）に家計が急変し申請した場合は、以下の給付額（年額）

私立の全日制・定時制高等学校等の在籍生徒 52,600円～152,000円

私立の通信制高等学校等の在籍生徒 52,100円～ 52,600円

※ 詳細は、給付額等確認シート【家計急変用】（県外学校用）を御覧ください。

※ 新入生への前倒し給付を受給された世帯は、上記の額から前倒し給付分の額を減じた額が支給されます。

○7月以降に家計が急変し申請した場合は、年額を12で除して得た額に、家計急変が生じ申請した日の属する月の翌月（その日が月の初日であるときは、その日の属する月）から令和8年3月までの月数を乗じて得た額を給付する。

4. 申請方法

別添、対象者及び給付額等確認シート【家計急変用】（県外学校用）で、どのケースに該当するかを確認のうえ、記載の提出書類を提出してください（郵送可）。

申請書等は、茨城県教育委員会のホームページからダウンロードしていただくか、以下の問い合わせ先までお申し出ください。

◆茨城県教育委員会 > 学校教育 > 私立学校 > 私立高等学校等の生徒に対する就学支援
> 奨学のための給付金

<https://kyoiku.pref.ibaraki.jp/gakko/private-schools/school-attendance-support/benefits/>

5. 申請期限（最終）

令和8年2月27日（金）（必着）

※ 上記期限内で随時申請を受け付けております。審査に一定の時間を要しますので急変の事由が発生した場合には速やかに申請をお願いいたします。

6. 支給時期

おおよそ申請から2～3か月後に支給

【申請書等提出先・問い合わせ先】 平日 9:00～17:00

〒310-8588 茨城県水戸市笠原町 978 番 6

茨城県教育庁総務企画部私学振興室 TEL 029-301-2249